

平成 29 年 5 月 10 日

## 前田の《ちょっと経営を考えよう》第 310 回

「日本の就業者一人当たりの労働生産性は、OECD加盟 35 개국で 22 位、従来の発想を超える先端技術を取り込んだり、過剰なサービスを大胆に見直したりしなければ、人口が減っていく日本はじり貧をまぬがれない。バブル期以来 26 年ぶりの人手不足は、日本の生産性を根本的に改善する好機となる」(日本経済新聞 2017 年 5 月 4 日)と、記載されていますが、まさにその通りですね。

さて、労働生産性(一人当たり売上高)を上げるには、

## ①売上をUPする

- そのために何をするか ○当社しかない商品・製品があるか  
 ○販売能力はあるか ○いかに効率的に動けるか  
 ○情報を得る力はあるか ……etc

## ②売上原価・販管費等を下げる

- 一番はITの有効活用(ITを使った情報の効率的な入手)  
 ○技術力のUP ○不良率の削減 ○仕入れ価格の引下げ  
 ○外注管理の徹底化 ……etc

これらは、ミスを少なくし無駄をなくすこと、さらに言えば従業員数の減少に対応する力を問うていますね。頭を使って事前準備ですね

さあ皆さん、考えれば考えるほどいろいろな策はあるモノです。

生産性を上げるには、知恵と知識、そして人脈を有効に使うことが必要です。

## 前田の《今人生を語る》第 215 回

## めざめよ日本人 (137)

「天罰とは何か？」  
 人間が無理な真似をしたり、不自然な行動をしたりして、罪を天に獲たからとて、天が何かモノを言って、その人に罰を与えるわけでもない。周囲の事情によって、その人が苦痛を感じるようになるだけである。これがすなわち天罰というものである。  
 無理な真似をしたり、不自然な行為をすれば、必ず因果応報はその人の身の上に廻り来るものである。

いやあ！日々自分を律しましょう！！

## 連結納税制度について

木村知誉子

今回は連結納税制度について簡単にご紹介したいと思います。  
 連結納税制度とは、100%子会社、孫会社と親会社を1つの会社(連結グループ)とみなして法人税の申告をする制度のことです。

## 基本的な特徴

- ① 連結グループ内の課税所得を合算して税額を計算する制度。
- ② 連結納税制度の対象は、法人税のみで消費税と地方税は単体納税が適用される。
- ③ 連結納税を行おうとする親会社と全ての100%子会社は、連結事業年度開始の6か月前に連名で申請する必要がある。

## 連結納税制度を適用することによる主なメリット

- ① 連結グループ内の所得と欠損を相殺することにより法人税負担を軽減できる。
- ② 連結開始前の連結親法人の繰越欠損金は、連結親法人で繰越欠損金を使い切ることが難しい場合でも連結子法人の所得に対して使用することが可能。
- ③ 連結納税開始時に一定の連結子法人が保有する一定の資産(固定資産、土地、有価証券等)を時価評価する必要があるため、それらの資産に含み損がある場合には、その含み損を計上することが可能。
- ④ 親会社が協同組合等の軽減税率が適用される法人の場合、連結税率も当該親会社の軽減税率が適用できる。

## 連結納税を適用することによる主なデメリット

- ① 連結親法人と100%の資本関係がある法人は、その法人の意思とは関係なく、強制的に連結納税に加入する必要がある。
- ② 連結開始前の一定の連結子法人の繰越欠損金は、連結開始に伴い切り捨てられる。
- ③ 一定の連結子法人が保有する一定の資産に含み益がある場合には、その含み益を計上することが必要となる。
- ④ 連結親法人の事業年度で連結申告を行うため、連結子法人の事業年度が連結親法人の事業年度と異なる場合には、連結子法人は事業年度末の決算とは別に、連結納税のためにみなし事業年度による決算作業を行う必要があり、事務作業が増大する。(そのため連結親法人に事業年度を合わせる事が望まれる。)

連結納税制度の適用を受けようとする場合には上記のメリット、デメリットを考慮し、慎重に判断する必要があります。